１１月は
「こども・女性かがやき月間」です

岐阜県政記者クラブ加盟社各位



令和８年１１月２０日（金）　岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
子ども・女性政策課	青少年係	上野	内線 3519 直通 058-272-8238 FAX　058-278-2892

＜こども・女性かがやき月間＞
「県のお仕事チャレンジ」を実施します

県では、１１月を「こども・女性かがやき月間」として、こども・子育て世帯への支援の充実、児童虐待の防止、女性の活躍の推進に向けた様々な取組を展開しています。

このたび、こどもたちが県の仕事について学び、その役割や魅力への理解を深めるため、下記のとおり「県のお仕事チャレンジ」を開催します。

記

１　日　　時　令和８年１１月２９日（日）９時３０分から１２時００分まで

２　場　　所　県庁２０階　会議室２００１・２００２・２００３、６階　特別会議室

３　内　　容

時　間	内　容	会　場
９：３０～	・開会式 ・岐阜県クイズ クイズを通して、岐阜県の魅力を学びます。 ・グループワーク 県職員になりきって、仲間と相談しながら、「未来の岐阜県」の姿とその実現に向けた県の取組について提案します。	会議室２００１・２００２・２００３
１０：５０～	・発表会 グループワークでまとめた提案を児童が知事に発表した後、知事と意見交換を行います。	特別会議室
１１：５０～	・閉会式	会議室２００１・２００２・２００３

４　参 加 者　県内在住の小学３年生から小学６年生までの児童　２０名
※事前応募者８４名の中から抽選により決定
知事　江崎 禎英（発表会のみ出席）

５　そ の 他

・取材を希望される場合は、１１月２７日（金）正午までに上記担当者まで連絡願います。

・撮影については、職員の指示に従ってください。

【こども・女性かがやき月間について】

・「秋のこどもまんなか月間」と「男女共同参画推進強調月間」が重なる１１月を、岐阜県では「こども・女性かがやき月間」と位置付け、こどもや子育て世帯を社会全体で支える気運の醸成と、男女共同参画の理解促進を図るもの

・「こどもまんなか月間」は、令和５年度にこども家庭庁が、社会全体でこどもや子育て世帯を支える気運を高めることを目的に、毎年、春（５月）と秋（１１月）に実施している啓発月間。「秋のこどもまんなか月間」では、「児童虐待防止推進月間」の趣旨を承継した「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」、「家庭の日」の趣旨の周知を図る「岐阜県「家庭の日」普及実践強調月間」もあわせて実施

・「男女共同参画推進強調月間」は、「男女共同参画社会基本法」の施行を受け、平成１５年度に制定した「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」において、毎年１１月を「男女共同参画推進強調月間」として位置づけ